平成２３年（フ）第１７６号
千葉県柏市篠籠田1401番地68　小林アパート202号
債務者　関根まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６７号
千葉県松戸市常盤平３丁目25番地　常盤平公団住宅３街区21棟107号
債務者　小島　伯夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５１号
滋賀県守山市洲本町1496番地、前住所滋賀県守山市下之郷１丁目11番１―204号
債務者　新道　正善
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３１号
大津市下阪本３丁目14番９号、前住所大津市際川２丁目23番23号
債務者　竹内百合子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８３号
大津市一里山５丁目31番２号
債務者　冨谷孝一郎
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４号
大津市一里山５丁目31番２号
債務者　冨谷　和俊
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８５号
大津市一里山５丁目31番２号
債務者　冨谷　　努
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６号
兵庫県洲本市物部１丁目12番74号　パレーシャル親和101号
債務者　馬野　芳行
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１号
和歌山市向33番地の１　センチュリーコート紀ノ川312号室
債務者　小林　有梨（旧姓湯原）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２号
和歌山県岩出市根来563番地の２　208号
債務者　橋本美奈子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１号
和歌山市三沢町２丁目12番地の３　三沢第８団地907号
債務者　森　かおり（旧姓芝）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４号
和歌山市和歌浦東１丁目６番38号
債務者　レジェンドこと　白樫　暢良
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２号
和歌山市粟389番地３　山本マンション１階１号、住民票上の住所和歌山市市小路141番地の10　ヨーロビアン市小路204号室
債務者　山本喜代美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３号
和歌山市関戸１丁目３番13号　サイカプラザ３Ｆ305号
債務者　西　　豊子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６８号
和歌山県橋本市野564番地
債務者　星野　清子（旧姓久保村）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７８号
和歌山市西浜923番地の４　豊田一戸建集合住宅中号
債務者　狗巻　圭子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７９号
和歌山県海南市藤白32番地
債務者　片畑　友希
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係